

# 中野区教育委員会会議録

令和5年第29回定例会

令和5年9月8日

中野区教育委員会

令和5年第29回中野区教育委員会定例会

○日時

令和5年9月8日（金曜日）

開会 午前 10時00分

閉会 午前 10時47分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 村杉 寛子

教育委員会委員 平本 紋子

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 岡本 淳之

○出席職員

教育委員会事務局次長 石崎 公一

参事（子ども家庭支援担当） 小田 史子

子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長

渡邊 健治

指導室長 齊藤 光司

学務課長 佐藤 貴之

児童相談所副所長 神谷 万美

文化振興・多文化共生推進課長 富士縄 篤

○書記

教育委員会係長 香月 俊介

教育委員会係 伊藤 芽依

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 岡本 淳之

○傍聴者数

3人

○議事日程

1 議決事件

(1) 第44号議案 第22期中野区文化財保護審議会委員の委嘱について

2 報告事項

(1) 事務局報告

①中野区児童相談所の運営状況について（児童福祉課）

## ○議事経過

午前 10 時 00 分開会

入野教育長

おはようございます。定足数に達しましたので、教育委員会第29回定例会を開会いたします。

それでは、議事に入ります。

本日の会議録署名委員は、岡本委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

なお、本日は、議決事件に関連いたしまして、文化振興・多文化共生推進課長の富士縄課長に、事務局報告に関連して、中野区児童相談所の神谷副所長に、それぞれご出席をいただいておりますのでご承知おきください。よろしくをお願いいたします。

それでは、日程に入ります。

### <議決事件>

入野教育長

初めに、議決事件の審査を行います。

議決事件、第 44 号議案「第 22 期中野区文化財保護審議会委員の委嘱について」を上程いたします。

それでは、提案の説明をお願いいたします。

文化振興・多文化共生推進課長

それでは、第 44 号議案「第 22 期中野区文化財保護審議会委員の委嘱について」、補足のご説明をいたします。

提案理由につきましては、こちらの議案文にありますとおり、第 21 期中野区文化財保護審議会委員の任期満了に伴いまして、次期中野区文化財保護審議会委員を委嘱する必要があるということでございます。

それでは、補足資料をごらんください。こちらは根拠及び委員構成でございます。根拠につきましては、中野区文化財保護条例となります。委員につきましては、文化財に関し豊かな識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱するというものでございます。任期につきましては 2 年でございます。委員数は 6 名。職務につきましては、教育委員会の諮問並びに文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、教育委員会に答申または意見を述べることとなっております。

こちらは、選任の考え方でございますが、中野区における文化財の性格である伝統芸能、民具、民間伝承、民俗学、美術史学、歴史学、建築史、考古学等の領域を専門とする学識経験者のうち、中野区及び関東周辺に研究主体を持つ者を選任するというものでございます。

それでは、次のページをごらんください。委嘱候補者でございます。上から、内田青蔵氏、大石学氏、仲町啓子氏、松原智美氏、山崎祐子氏、渡辺丈彦氏でございます。それぞれの方々の現職等につきましてはお読み取りをいただきたいと存じますが、それぞれの委員のこれまでの功績を簡単にご説明いたします。

まず、内田青蔵氏につきましては、日本建築史、特に近代建築史、近代住宅史、このようなところを専門としております。区内には区の指定有形文化財である旧中野刑務所正門ですとか、哲学堂公園の建築物、国の登録有形文化財である旧野方配水塔、あと三岸アトリエなど、近現代の建造物が様々あるということから、これらの文化財の建造物の修復等を行う際には、歴史的観点からの意見が必要であるというところでございます。

続きまして、大石学氏につきましては、日本の近世史を専門としております。中野区には、元禄期に、この現区役所の周辺でございますけれども、野犬を保護いたします御囲が設けられ、享保後期には将軍が鷹狩りをする鷹場に指定されていたというようなこともございます。また、御囲や鷹場が設けられた中野村の名主家である堀江家に伝わる堀江家文書があつたりですとか、これらの時代を専門として、これまでも研究実績があることから、中野区の近世史を研究する上では欠かせない学識者と考えてございます。

続きまして、仲町啓子氏でございますが、日本美術史、特に浮世絵ですとか、江戸時代の絵画といったものを専門としております。中野区内では、江古田村の名主家である山崎家に伝わる絵画や浮世絵、あと、中野村の名主家である堀江家に伝わる絵画、そういったものが多数あることから、当時のこういった名主家の暮らしぶりを反映しているかどうかというような判断をするに当たっては、欠かせない学識者と考えてございます。

続きまして、松原智美氏でございますけれども、こちらは日本美術史、特に仏教美術史を専門といたしております。区内には明治期に移転してきた寺院を含め、数多くの寺院が存在しております。これらの寺院が所蔵する資料等について、調査、審議したり、研究したりしている上では、こうした仏教美術に精通する専門家が欠かせない存在と考えているものでございます。

続きまして、山崎祐子氏になりますけれども、日本民俗学、特に年中行事ですとか民間伝承などに精通しております。中野区内では、かつて年中行事や、その他、受け継がれてきた

民間の信仰ですとか、鷲宮囃子ですとか、江古田の獅子舞など、無形民俗文化財がありまして、こういったものは、区の歴史とか当時の区民の生活ぶりを把握する上で重要なものとなってございます。また、他の自治体におけるそうした行事などの事例にも、山崎氏につきましては精通しておりますので、そういった中野区と他の自治体との差異といったものを研究して見いだすといったところができるという意味においては、中野区の文化財保護審議会委員として欠かせない存在と考えているものでございます。

最後に、渡辺丈彦氏になりますけれども、日本考古学、特に旧石器時代とか、そのような時代のものを専門としておりますけれども、それだけにとどまらず、歴史考古学ですとか、あと文化財行政学、こういったものにも精通している方になります。区内に約100カ所の埋蔵文化財の包蔵地といったものが存在しておりまして、これらについては毎年試掘ですとか本調査が行われているというような状況にございます。こうしたことから、区内で出土する埋蔵文化財の傾向などにも造詣があり、これまでも的確な助言をいただいていたということがございます。

こうしたそれぞれの方の経験とか実績、あと中野区内における文化財の状況、このようなことを踏まえまして、次期の委員としてふさわしいと考えているものでございます。

議案の補足説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

伊藤委員

丁寧なご説明をありがとうございました。中野区にあります文化財と各先生とのご関連など、よく理解ができました。

一つ、もしわかれば教えていただければと思うのですが、やはりほかの区も、こういった形で、その区、その区で、独自の文化財があると思うのですが、そういったことを勘案して、それに関連する先生方を文化財保護審議会の委員としてお願いしていらっしゃるということで理解してよろしいでしょうか。

文化振興・多文化共生推進課長

はい。委員おっしゃるとおりでございます。

入野教育長

ほかにもございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにも質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第44号議案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

ここで文化振興・多文化共生推進課長は、どうぞご退席ください。ありがとうございました。

(文化振興・多文化共生推進課長 退席)

<教育長及び委員活動報告>

入野教育長

次に、報告事項に入ります。

教育長及び委員活動報告について、事務局から報告する事項は特にありませんが、各委員からの活動報告がございましたらお願いいたします。

伊藤委員

委員としての活動ではないのですが、今、学会シーズンで、日本心理臨床学会の対面大会が横浜で行われました。その中で子どもの自殺予防ということに関連しましてシンポジウムがございまして、非常に多数の方がいらっしゃって、皆さん大変ご関心のあるトピックだということもわかりましたし、その中で教育委員会が、例えば初任者研修の折から、不登校ですとか、いじめですとか、自殺予防などについて、パンフレットをつくって、最低限どうしていくのかという基本方針を、初任者のうちから、また折あるごとに先生方と確認しながらするシステムですとか、様々な機会を捉えて、自殺予防の心理教育をカリキュラムの中に入れて実施をしているですとか、大変熱心に取り組んでいる自治体の発表がございました。とてもいい取組だなと思いましたが、何かしらそういった皆さんで共有ができるような、こうしていけばいいというような共有できる方針ですとか、考え方とか、そういったものを確認しながら意識を高めていくということは、とても大事だなと思いましたが、

以上です。

村杉委員

私も委員の活動報告としてではないのですが、先週の水曜日に、医師会で日本大学医学部の産婦人科の川名教授をお招きしまして、「HPVワクチンの男子への接種の意義」とい

うような演題で講演会がありました。

中野区では、この8月から他区にさきがけて、男子へのHPVワクチンの助成が始まりました。ただ、その認知度はまだ低くて、女子に関しましても、2022年4月、昨年から再開されておりますが、以前、助成が始まった、定期接種が始まった当初は70～80%に達していた接種率が、まだ今10%にとどまっています。医師会の方針としましても、積極的に勧奨していくことになりました。私も子どもたちのために接種率が上がるように、取り組みたいと思っております。

以上です。

岡本委員

私も直接自分の活動というわけではないのですが、8月末に中央教育審議会の特別部会から、教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策、働き方改革に関する緊急提言が出されました。今後、中野区でも、この提言をもとに、いろいろできること、できないことを考えていければと思うのですが、例えば学校行事にかかる負担の軽減というものもありまして、もう既に各学校ではできることをどんどんどんどんされていらっしゃると思います。教育委員会もそれを後押しできるようなことをしたいと思います。

例えば、思いついたのは、一つは、私たちが学校訪問をさせていただく際に、立て看板を用意いただいたり、靴箱に名札をつけていただいたり、細かいところですけども、そういうご負担をできるだけ軽減していけるようなことも、今後考えていきたいと思いました。

以上です。

入野教育長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

その他、発言がございませんので、委員活動報告を終了いたします。

<事務局報告>

入野教育長

続いて、事務局報告に移ります。

事務局報告「中野区児童相談所の運営状況について」の報告をお願いいたします。

児童相談所副所長

それでは、私から、「中野区児童相談所の運営状況について」、資料に基づきご報告差し上げます。

児童福祉法等の改正によりまして、特別区は児童相談所を設置できるようになってござ

います。中野区はこれを受けて、児童相談所設置に向けた準備を進め、江戸川区、世田谷区、荒川区、港区に続き、令和4年4月に児童相談所を設置してございます。子どもの一時保護や措置等の一貫した支援、迅速な対応、地域と連携したきめ細かな支援といったことを目的にきてきているところでございます。

このたびは、開設初年度の運営状況及び今後の展開につきまして、迅速で一貫した対応、関係機関連携、専門機能を生かした対応、一時保護所の運営の観点からご報告申し上げます。

まず1番、迅速で一貫した対応。(1)相談受付。①運営状況でございます。四角囲みの部分をごらんください。虐待通告の受付件数及び人口当たりの虐待通告件数は、ごらんの数字となっております。虐待通告の件数は、令和3年度の中野区子ども家庭支援センターの件数及び東京都杉並区児童相談所の中野地区の件数の総数と比較しますと減少しているところでございますが、こちらは同一案件の通告が、これまで中野区と東京都に入り、それぞれ対応していたものの影響と考えてございます。令和4年度からは、虐待通告の窓口は中野区児童相談所に一本化されてございます。調査、援助決定、支援まで一貫した対応を行ってございます。人口1人当たりの虐待通告件数は、全国の標準自治体における同件数を上回る値となっておりますが、こちらは都市部の傾向と同様と認識しております。

今後の展開でございます。虐待通告の窓口が中野区に一本化しておりますので、その後の動向について、きちんと把握・分析をしております。また、人口及び虐待対応件数に応じた専門職の確保・育成についても継続してまいります。加えて、児童相談所業務の効率化、質の向上を図るため、モバイルシステムの実証実験・導入検討も進めてまいります。

(2)警察からの身柄付き通告による一時保護でございます。こちらも四角囲みの部分をごらんください。身柄付きによる通告で一時保護をした割合は22.7%となっております。こちらは、令和3年度における東京都全体の通告の割合を大きく下回っているものでございます。数字の単純な比較はできませんが、児童相談所の設置によりまして、虐待通告・相談受付から調査、援助決定が迅速に行われ、適時・適切な一時保護による子どもの安全確保が図られたものと考えてございます。今後も引き続き対応してまいります。

続きまして、2番、関係機関連携でございます。(1)要保護児童対策地域協議会における連携。①運営状況でございます。四角囲みの部分をごらんください。児童相談所、すこやか福祉センターとのケースの進行管理会議、あるいは個別ケース検討会議については、ごらんの回数を実施してございます。こうしたもののほかに、児童相談所が直接地域の関係

機関に対し、虐待対応等の取組の説明を行うなど、理解と連携を深める機会を設けるとともに、養育環境を支援する各種サービスの利用調整などにつきましても、関係機関の連携の中できめ細かく対応を図っているところでございます。

今後も、児童相談所が地域と積極的に連携することで、支援の隙間を埋め、継続的に子どもやその家庭への対応を進めてまいります。

(2) 社会的養護の推進でございます。①運営状況。四角囲みの部分をごらんください。児童養護施設等への措置児童 71 人、区内里親登録につきましては 27 家庭でございました。児童養護施設等への措置につきましては、都内を中心に分散して措置をしております、対象とする施設は 40 カ所ほどに及びますけれども、こうした施設について、児童福祉司や児童心理司は月 1 回程度施設を訪問し、子どもの話を聴くことを基本として、施設などと連携した支援を実践してございます。児童相談所が実施する関連研修に施設職員の参加も促すなど、連携強化の取組も進めてございます。年度内に新たに里親登録を行った家庭数は 5 家庭でございました。

今後の展開でございます。児童相談所が行う措置等の決定時の子どもからの意見聴取等につきましても、法改正がなされてございます。そうした対応について検討をしております。里親支援の拡充につきましても確実に実施をするとともに、一貫した支援体制の構築についても検討をしております。また、加えて施設への措置費に関して、特別区で事務の負担軽減に向けて一括で処理をするといったことをただいま検討しております。そうした設置区での事務の共同処理についても対応を進めてまいります。

続いて、3 番、専門機能を生かした対応でございます。

(1) 運営状況。四角囲みの部分をごらんください。児童精神科医等による医学相談、弁護士による法的対応相談、そして児童相談所の O B 等による児童相談専門支援、こういったことにつきましても、通年で定期的に行える環境を整えてございます。

こうしたことに加えまして、児童心理司や一時保護所における行動診断等が地域に身近にあるということで、子ども・家庭に対する対応の充実を図っているとともに、職員の専門性の向上にもつながっていると考えているところでございます。このほかに、児童相談所経験を有する業務指導員を配置して、日常的なバックアップ体制も構築しております。また、ケースに応じまして、地域にあるすこやか福祉センターも児童相談所のこうした専門相談体制を利用できるようにしてございます。

今後もこうした対応を継続するとともに、令和 7 年度からは児童福祉法改正によりまし

て、一時保護の司法審査が導入されてきますので、そうした対応についても検討してまいります。

最後、4番目、一時保護所の運営でございます。(1)運営状況。四角囲みの部分をご覧ください。年間保護件数は128件、区一時保護所で保護した件数が73件、委託が55件となっております。平均保護日数、一時保護所の稼働率、在籍校への登校については、ごらんの数字となっております。

令和3年度までの東京都における中野地区の子どもの保護件数は、年間でおおよそ50～60件程度で推移してございましたので、保護件数は大幅に増加してございます。保護所の稼働率は年間平均で65.9%ほどでしたが、定員を超過して保護を行う状況もございました。そうした場合には、特別区や東京都との間で広域連携による対応をしてございます。一時保護所から在籍校へ登校した児童は、対象学齢の児童のおおよそ4分の1でした。このほかの児童につきましても、在籍校と学習状況について共有いたしまして、対応を行っているところでございます。居室は個室を基本とし、子どもが安心できる環境を整備してございます。一時保護所の生活について、子どもと一緒に考える機会を設けるなど、子どもを中心にその子どもの状況に応じた支援を行う体制づくりを進めてございます。

今後の展開でございます。本年度から実施されてございます定期的に保護児童の声を聞くといった子どもの意見表明等支援事業の対応を、確実に行ってまいります。また、一時保護所の専門職である心理療法担当職員を中心とした個々の子どもの状況に応じた支援の展開といったことも進めていきます。

報告については以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、質問等、ご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございました。また、虐待通告受付件数も大変多い中、児童相談所の皆様に、本当にご尽力いただいでいて、心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

その中で少しお伺いできたらと思うのですけれども、虐待通告受付件数が約900件あって、その後の、例えば身柄付きが29件とか、あと最後のほうに出てまいりました一時保護所の年間保護件数は128件、またスーパーバイズ等専門機能を生かした対応の数などを拝見いたしますと、900件というところからは大分数が絞られているのですけれども、状況としましては、同じ事例について複数の通告があるということで絞られてくる。あるいは、通

告の中でも、見守りですとか、こちらの後のほうの統計には出てこないような対応のところで、ご尽力いただいている場合が比較的多いですとか、そのあたり少し教えていただける範囲で教えていただけたらと思いました。

児童相談所副所長

こちらにございますとおり 900 件ほどでございましたけれども、こちらは虐待の疑いの段階でも、もちろん通告は受理していきますので、調査の段階で、まず非該当というようなこともございます。また、調査をしていく中で、在宅の中での指導で対応が可能というような場合も多くございますので、そうした場合には、一時保護所の入所とはならず、在宅の中で指導していくという、調査の段階を経まして、様々な支援を導入しているというところで、数には差が出ているというところでございます。

伊藤委員

本当に雑駁な類推ですけれども、そうしますと、恐らく 8 割ぐらいは疑い、あるいは在宅という形で、その後の対応へと進んで、いろいろと専門的な対応が、より複雑な対応が必要であったり、保護が必要であったりするものが 2 割程度というイメージでよろしいでしょうか。

児童相談所副所長

おっしゃっていただきましたとおり、子どもと親を分離して事の調整を行うといった案件については、その程度の案件かと思っております。

伊藤委員

そうしますとイメージがつかしました。ありがとうございます。

いずれにしましても、通告受付が 900 件近いということで、大変多くの件数について対応が必要であることは間違いないと思うのですけれども、現状の人員あるいは体制において、十分に人的な資源があるということはなかなか難しいのだとは思いますが、特段課題になっていることですか、実態として人員の不足が見られるのですとか、そのあたりについて、何か教えていただけることがあれば教えていただければと思います。

児童相談所副所長

職員数につきましては、人口と虐待対応の件数といったことで、国による規定がございます。中野区におきましては、当初よりその規定に基づいた採用のほうは確保できているところです。また、虐待通告のほうが増えますと、その分の人員も確保していかなければいけないという状況がございまして、実は、令和 5 年度にも既に児童福祉司を 5 名、心理司を

2名ということで、登用しながらの対応を行ってございます。

1人当たりの持ち件数等を比較していきますと、ある程度少ない件数で推移できているかなと考えてございますので、これまでの、中野地区を東京都の児童相談所が持ってきたときの負担よりは、随分少なく福祉司が対応できているのではないかと考えてございます。

伊藤委員

確かに人員数で割り算をいたしますと、おっしゃっていらっしゃるように、それでも1件1件が本当に丁寧な対応が必要だと思っておりますので、余力があるということでは全くないとは思いますが、最低限カバーできるような人員でいらっしゃるということは理解いたしました。

ただ、本当に、新しく来た方とか、いろいろな形で体制を充実させることが困難な部分も随分あるかと思っておりますので、本当に大変だと思っておりますけれども、今後もどうかよろしくお願いたします。ありがとうございます。

平本委員

全国的にも、今、虐待の相談件数が増えている中で、中野区の児童相談所のほうで丁寧できめ細かな対応をこの1年してくださったということがわかりまして、大変ありがたく思っております。

今後に関する事柄なのですが、気になる点としては、大きく二つありまして、一つは措置を決定するとき子どもからの意見聴取等を行う仕組みを整えなければいけないということ。もう一つ、2点目としては、これまでは児童相談所が一時保護をする際に、司法審査はなかったのですが、そこがやはり司法審査をかむことが要請されるということで、かなりマンパワー、その人員の部分と仕組みの部分で、法改正の要請に備えて、早めに整えていく必要があるのではないかなと思っております。その観点で、やはり区の予算の部分とか人員のところが一番気になると思っておりますので、もし今の時点で、子どもたちからの意見聴取の仕組み、それから一時保護司法審査に向けてというところで、もし何か具体的に決まっているところがありましたら、教えていただきたいなと思っております。

児童相談所副所長

まず最初に、意見聴取の部分でございます。中野区については、日頃のケースワーカーの中でも子どもの声を聞くというのは大変重要視しておりまして、今年度より、先ほどご報告差し上げたような独立アドボケイトを導入していることと、あとケースワークの枠組みの中では必ず子どもの意見を聴取するということを現在でもやっております。日々の進

行管理の中や援助決定の場面でも、必ず子どもの意向はどうかといったことを私たちも確認しているという状況がございます。

また、当事者の参画といったことも試行しておりまして、援助決定会議の中に子ども自身が参画をして意見を述べるといったことについても、少しずつ始めているところです。ただ、こうした取組について、法改正を踏まえて、仕組みですとか見える化をして、きちんとこのようにやっているよというのを外に示していかなければなりませんので、今、そうした見える化の部分について、職員間の検討を進めているところでございます。

あと、もう1点の一時保護に関する司法審査の導入の部分ですけれども、まだ具体的なところが国から示されていない部分もございますけれども、相当な事務の負担にはなってくるなと思ってございまして、これから通知等を確認しながら、一定の専門性の確保とか人員の対応といったことも、検討していかなければいけないと考えてございます。

平本委員

ご説明ありがとうございます。既にいろいろと進めてくださっているということで、非常に安心いたしました。子どもたちの支援に当たっては、子どもたちを支援してくださる皆様に対する支援もとても重要だと思っていますので、ぜひいろいろ検討していただきたいと思います。

もう1点質問なのですけれども、施設への措置費の支払いの事務負担の軽減のところ、児童相談所設置区での事務の共同処理の検討を進めていらっしゃるということなのですが、具体的にどのような仕組みなのか、わかる範囲で教えていただけますでしょうか。

児童相談所副所長

児童養護施設等にかかる措置費の支払いの部分につきましては、これまでは養護施設は措置をするものが東京都だけでしたので、東京都と1対1での請求関係にあったわけなのですけれども、各区が児童相談所をつくりますと、各児童相談所が子どもを措置していきますので、措置ものがたくさんになって、養護施設はたくさんの自治体にご請求を行わなければいけないというようなところで、児童養護施設のほうからは相当な負担であるというような声をいただいております。特別区間でどうしていけるのかといったことをここ数年検討してまいって、その一つのやり方といたしまして、今回、児童相談所を設置している特別区で措置費の処理を共同して行うというような機関を設置していったら、そこでの処理を行うというようなところで、今、検討を進めているところでございます。

村杉委員

詳細なご説明をありがとうございました。児童相談所の開設から、所長も、副所長も、職員の方々も、大変だったと思います。本当に感謝申し上げます。

以前、専門家の講師の方からもちょっと伺いましたが、性的虐待に関しても、子どもたちが始めて口を開く相手が学校の先生であるということもありますので、児童相談所と学校との連携がとても重要だということでした。これからも、学校、すこやか福祉センター、警察などと、児童相談所が情報共有していただいて、連携していただいて、子どもたちにさらに包括的にアプローチしていただければと思います。

また、一時保護所に関しましても、子どもたちが健康で安全に過ごせますよう、いろいろご配慮いただいているかと思いますが、今後ともよろしく願いいたします。

最後に一つだけ。運営状況とはちょっと関わりないかもしれませんが、職員の方も大変ストレスの多い環境で働かれていると思いますが、職員の方のメンタルケアに関しては、どのようにされているか、もしよろしければ教えてください。

児童相談所副所長

児童相談所の仕事については、時には相手と対峙するような場合も多くございまして、負担はとても大きいと感じております。ですので、開設当初より、児童相談所職員のメンタルに関するカウンセリングの悉皆を用意していたり、あるいは一時保護所にいる心理療法担当職員や医療の相談を行う本体の医学士の先生などの役割の中に、支援者支援といったことも一緒に入れてお願いをしております。何か心配な様子があれば、そうした方たちとお話をしたりとか、あるいはカウンセリングを勧めたりとかというようなところでのフォローの体制をとっているところでございます。

伊藤委員

2点ございます。今のことにも関わって、事務の合理化などはとても必須のことだと思うので、ぜひお進めいただけると、いい取組だなと思いましたが。児童相談スーパーバイズはもっと本来増えたほうが、今後の対応にも生きてくるのかなと考えまして、予算とか、国の規定とか、いろいろ忙しさとかあると思うのですが、今後、こういったスーパーバイズなどのシステムをより充実していけるように、区や教育委員会でも何かできることがあったら、教えていただきたいと思ったということ。

もう一つは、やはり予防ということが、何事もとても重要だと考えておまして、虐待は非常に複合的な要因から発生するものだと思いますので、なかなか予防ということを考えることは難しいですけれども、これだけの件数の実践をされている中で、こういうことが

あったら少しは予防になるのではないかと、そういう未来に向かってのお考えというのを発信していただけるといいと思いましたが、特に虐待の連鎖等々に関して考えれば、学校というのは予防についてもキー・プレイスだと思っております、そういうことも含めて、いろいろなやり取り、情報交換、発信など、学校現場にも、また地域社会にも生かしていくことが重要なのかなと感じております。

岡本委員

意見になります。私もこれまでの委員の皆さんの意見と同じように、職員の皆さんのご負担やメンタルヘルス、労働環境を心配しておりました。ご説明を伺って少し安心はできたのですが、引き続き、皆さんの労働環境、メンタルヘルスにご配慮いただきつつ、子どもたちや家庭の支援をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

入野教育長

よろしいでしょうか。

それでは、本報告は終了いたします。

ここで、児童相談所副所長はご退席をお願いいたします。ありがとうございました。

(児童相談所副所長 退席)

入野教育長

事務局から、その他報告事項はございますでしょうか。

指導室長

夏休み中の学校図書館の利用状況と夏休み明けの学校の状況につきまして、口頭にて報告をさせていただきます。

まず、夏休み中の学校図書館開放日ですが、8月9日から8月15日までの教育活動休止日を除きました平日は、全て開放を行いました。指導主事も、昨年度に続きまして各学校の様子を見て回りました。指導主事からは、本を読んでいる子どもたちはもちろんですが、子どもたちが宿題に取り組んでいた、自分の好きな活動を意欲的に行っていたり、居場所としての役割も果たしていたという報告がございました。

現在、学校から成果や課題について聞き取りを行っておりますが、既に届いている報告の中には、毎日通ってくる児童がいた、親子での利用が見られた、昨年度の利用者よりも数倍増えた、部活動の後に参加する生徒たちがかなりいた、生徒たちの息抜きの場になっている、生徒から話をゆっくりと聞く時間を持つことができ、生徒理解を深めることができ

たといったような内容がございました。

また、中学生のリトルティーチャーボランティアが、3日間、延べ15名来てくれたという学校もございました。その子どもたちは、貸出しや返却、図書整理などもお手伝いをいただき、小学生の子どもたちの読み聞かせも行ってくれたといった活用実態の報告もいただいております。

また、貸出冊数も大幅に伸びている学校も中にはございました。今後も、より多くの子どもたちに利用してもらえるように、学校と連携をしながら、図書館開放を工夫してまいりたいと考えております。

次に、夏休み明けの学校の状況についてでございますが、夏休みが明ける前の8月の最終週に、区内全小中学校から不登校傾向の子どもたちを中心に連絡を入れてもらいました。中には、8月31日にオンラインで学級会を開いたというような学級もあり、そこに不登校のお子さんも参加できましたといったようなケースもあるということで伺っております。

夏休み中は、大きな事件、事故もなく、無事に9月1日を迎えることができました。9月1日に登校できていない児童や生徒は、担任等が連絡を入れ、状況を確認しました。引き続き、校内での別室に登校できる児童・生徒や、自宅からオンラインで授業に参加している児童・生徒たちへの丁寧な対応を、学校のほうも続けてもらいたいと考えております。

また、教育センターのフリーステップルームに通う児童・生徒、特に受験を控えた中学校3年生が今後増えてくる時期でありますので、学校と教育センターとが連携をしながら、不登校傾向の子どもたちの支援にあたってまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。何より無事に9月1日以降、学校が始まったということで安堵いたしました。

図書館の開放につきましては、定着してきて、子どもたちが多様な活用場として生かしてくださっていることがよくわかりまして、こういった取組はどんどん続けていただくとよいなと思えました。大変貴重な取組だと考えております。

そして、オンライン学級会のお話もありましたけれども、本当に2学期は一番長い時期になりますので、いろいろな困難が予想される場面ですとか、そういったものもあると思

いますので、予防ということも含めて、先生方にご対応いただけるとありがたいなと思いましたし、そういった、「ぜひやってください」というお声がけをなるべくしていただけたらと、先生方も動きやすくていらっしゃるのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

村杉委員

質問ではありませんが、やはり新型コロナウイルスも、依然として感染症が出続けております。それと同時にインフルエンザの家族内感染なんかも認められておりますので、集団生活が始まりましたので、また手洗い、うがいなどに気をつけていただいて、元気で2学期の学校生活を送っていただきたいと思います。

平本委員

ご説明ありがとうございます。特に8月末からの不登校支援について、学校のほうで様々な取組をさせていただいていることは大変ありがたく思います。

私も、子どもたちのほうから、最後のほうの学校のオンラインでの学級会の話をお聞きして、やはりそれで特に1学期というか、夏前はみんな本当にマスクだったのが、今回の学級会でみんなの顔が見られたと。みんな、家から参加していますので、みんなの顔が見られた、笑っていた、うれしかったとか、あと、先生が9月1日に向けたとても温かい声かけをその学級会でしてくださっている様子もありましたので、そういった取組が不登校のお子さんに向けてもとてもいいですし、学級づくりにおいてもよいなと感じましたので、ぜひ、全学校というわけにはいかないと思うのですが、今後も取組を継続していただけたらありがたいなと思いました。

以上です。

岡本委員

質問なのですけれども、不登校傾向の子は増えたかどうか。9月1日から来られなくなってしまったみたいな子はいましたか。

指導室長

これまでずっと通ってきていて、9月1日から学校に来られないというような子どもの報告は、今のところ上がってはきておりません。ただ、やはり夏休み前の前期、前半の様子を見ますと、中学校などではかなりの数の不登校の生徒がおりますので、引き続き、先生方も連絡をとったり、直接会ったりというのはなかなか難しいのですが、結構家庭訪問をしてくださったなんていう話も届いていますので、引き続き、なかなか学校に来られていな

い子どもたちにも丁寧に関わりつつ、学校に来ているけれども、いろいろな不安を抱えているような児童・生徒もいると思いますので、そういう子どもたちにも丁寧な対応や、その子が何で今困っているか、悩んでいるかといったような話も、しっかりと聞き取った上で、その子に合った対応をしていけたらと思っています。

入野教育長

9月からバーチャルでの取組も試行が始まったのですよね。

指導室長

以前もお伝えさせていただいていたかと思いますが、東京都のほうで、バーチャル・ラーニング・プラットフォームということで仮想空間を貸していただいている、アバターというような形で子どもたちがインターネットに入っていって対応するというようなところの取組が9月1日から一応始まってはいるのですが、中野区で子どもたち1人に配っているタブレット端末、iPadなのですけれども、それが、かなりセキュリティが高くて、現在iPadでは入れないような状況になっています。とりあえずパソコンを貸し出して、教育センターに通ってきている子どもたちには活用してもらいながら、どういう対応が子どもたちにとってよりよいかということは今工夫していますし。業者のほうには、対応をお願いしているので、もうしばらくすれば入れるようになるかなと思いますので、ぜひそちらのほうでも、日本語の指導が必要な外国籍のお子さんなども含めて、しっかりと支援につなげていけたらと考えています。

入野教育長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、本報告は終了いたします。

最後に、事務局から、次回開催についてご報告願います。

子ども・教育政策課長

次回の教育委員会でございますけれども、9月22日午前10時から区役所5階教育委員会室で開催する予定でございます。

なお、9月15日は休会でございます。

以上でございます。

入野教育長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第29回定例会を閉じます。ありがとうございました。

午前 10 時 47 分閉会